（その１）

収支報告書

平成27 年分
（　　開催分）

（ふりがな）　サインニジュウイチ

1 政治団体の名称　彩ン２１

2 主たる事務所の所在地　埼玉県三郷市戸ヶ崎３－３４７

3 代表者の氏名　鈴木　義弘

4 会計責任者の氏名　大久保　寛行

事務担当者の氏名

牧井　有子

（電話）　03-3508-7150

（電話）

（電話）

政治団体の区分	
☐ 政党	☐ 政治資金規正法第18条の２第１項の規定による政治団体
☐ 政党の支部	
☐ 政治資金団体	☑ その他の政治団体
	☐ その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
☐ ２以上の都道府県の区域等	☑ 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無	
☑ 有	
☐ 無	
公職の種類（現職・候補者の別）	衆議院議員（現職）
資金管理団体の届出をした者の氏名	鈴木　義弘

国会議員関係政治団体の区分	
☑ 政治資金規正法第19条の７第１項第１号に係る国会議員関係政治団体	
☑ 政治資金規正法第19条の７第１項第２号に係る国会議員関係政治団体	
公職の候補者の氏名	鈴木　義弘
公職の種類（現職・候補者の別）	衆議院議員（現職）
公職の候補者の氏名（２人目）	
公職の種類（現職・候補者の別）	
公職の候補者の氏名（３人目）	
公職の種類（現職・候補者の別）	

埼玉県 収受 28. 5. 31 選挙管理委員会

資金管理団体の指定の期間
から
まで
（※複数の期間がある場合２つめ以降の期間）

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
から
まで
（※複数の期間がある場合２つめ以降の期間）

1193/207474/ 為ム/0/19/

(その2)

収支の状況

訂正願により訂正・削除・追加
年月日 28.11.1 会計責任者印

1　収支の総括表

収入総額		18,247,143 ~~17,364,210~~
	(前年からの繰越額)	7,317,280
	(本年の収入額)	10,929,863 ~~10,046,930~~
支出総額		9,513,060
翌年への繰越額		8,734,083 ~~7,851,150~~

2　収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金額	0
員数 (党費又は会費を納入した人の数)	0

(2) 寄附			
ア　寄附(イを除く。)の区分		金額	備考
	(ア) 個人からの寄附	2,026,707	
	(うち特定寄附)	0	
	(イ) 法人その他の団体からの寄附	0	
	(ウ) 政治団体からの寄附	3,702,933 ~~3,820,000~~	
小計　(ア) + (イ) + (ウ)		5,729,640 ~~4,846,707~~	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)		0	
イ　政党匿名寄附		0	
合計　(ア + イ)		5,729,640 ~~4,846,707~~	

（その３）

(3) 機関紙誌の発行その他の事業による収入		
事　業　の　種　類	金　　額	備　　考
鈴木よしひろ政経セミナー	5,200,000	平成27年11月25日　浅草ビューホテル
この頁の小計	5,200,000	
合　　計	5,200,000	

（その６）

(6) その他の収入		
摘　　要	金　　額	備　　考
この頁の小計	0	
1件10万円未満のもの	223	
合　　計	223	

（その７）

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	1. 個人	
寄附者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金額	年月日	住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあっては、代表者の氏名)	備考
矢野　美治	30,000	H27/2/9	埼玉県三郷市笹塚30	農業	
鈴木　友行	10,000	H27/2/9	埼玉県三郷市鷹野5-389-14	自営業	
鈴木　友行	10,000	H27/2/16	埼玉県三郷市鷹野5-389-14	自営業	
大塚　督男	20,000	H27/2/23	埼玉県三郷市新和1-71	自営業	
鈴木　友行	8,000	H27/2/23	埼玉県三郷市鷹野5-389-14	自営業	
鈴木　義弘	56,251	H27/2/28	埼玉県三郷市戸ヶ崎4-18	会社役員	
鈴木　友行	8,000	H27/3/2	埼玉県三郷市鷹野5-389-14	自営業	
白石　寿子	30,000	H27/3/2	埼玉県三郷市鷹野2-272	自営業	
鈴木　憲一	1,500,000	H27/4/1	埼玉県三郷市戸ヶ崎4-18	会社役員	
鈴木友行	50,000	H27/10/8	埼玉県三郷市鷹野5-389-14	自営業	
小林啓司	20,000	H27/11/25	埼玉県三郷市栄3-3	会社役員	

この頁の小計	1,742,251
その他の寄附	284,456
合計	2,026,707

訂正願により訂正・削除・追加
年月日 28.12.1 会計責任者印

（その7）

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	3. 政治団体	
寄附者の氏名（団体にあっては、その名称）	金額	年月日	住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	職業（団体にあっては、代表者の氏名）	備考
維新の党国会議員団本部	2,000,000	H27/6/10	東京都千代田区永田町2-9-6十全ビル101	松野頼久	
維新の党埼玉県総支部	760,000	H27/10/26	埼玉県三郷市戸ヶ崎3-347	坂本祐之輔	
維新の党衆議院埼玉県第十四選挙区支部	882,933	H27/12/31	埼玉県三郷市戸ヶ崎3-347	鈴木義弘	
その他の寄附	60,000				
合計	~~820,000~~ 1,702,933				

(その13)

3　支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表

項目	金額	備考	
		本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出	
1 経常経費			
(1) 人件費	0	0	
(2) 光熱水費	0	0	
(3) 備品・消耗品費	2,160	0	
(4) 事務所費	53,200	0	
小計	55,360	0	
2 政治活動費			
(1) 組織活動費	10,000	0	
(2) 選挙関係費	0	0	
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	2,587,700	0	
ア 機関紙誌の発行事業費	0	0	
イ 宣伝事業費	0	0	
ウ 政治資金パーティー開催事業費	2,587,700	0	
エ その他の事業費	0	0	
(4) 調査研究費	0	0	
(5) 寄附・交付金	6,860,000	0	
(6) その他の経費	0	0	
小計	9,457,700	0	
合計	9,513,060		

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		3．備品・消耗品費	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
この頁の小計	0				
その他の支出	2,160				
合計	2,160				

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		4．事務所費	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
会計監査費用	39,116	H27/6/18	廣川会計事務所	埼玉県さいたま市緑区原山4-32-10	
この頁の小計	39,116				
その他の支出	14,084				
合計	53,200				

（その15）

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		1．組織活動費	
				渉外費	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
この頁の小計	0				
その他の支出	10,000				
合計	10,000				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		5．政治資金パーティー開催事業費 鈴木よしひろ政経セミナー(11月25日) 浅草ビューホテル	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
案内状作成	118,800	H27/9/24	株式会社ときおかプランナー	東京都港区白金1-13-11	
記念品代	365,600	H27/10/29	株式会社天馬プロジェクト	埼玉県越谷市南越谷4-8-8-801	
会場費	1,933,496	H27/12/1	浅草ビューホテル	東京都台東区西浅草3-17-1	
案内状印刷代	103,680	H27/12/2	株式会社バリューアップシステムズ	東京都港区高輪4-24-40-202	
お礼状印刷代	40,000	H27/12/3	(有)デジプロ	東京都千代田区神田神保町2-2-12	
この頁の小計	2,561,576				
その他の支出	26,124				
合計	2,587,700				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		8．寄附・交付金	
				寄附金	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名(団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
寄附金	1,000,000	H27/2/5	鈴木よしひろ後援会連合会	埼玉県三郷市戸ヶ崎3-347	
寄附金	1,500,000	H27/4/1	鈴木よしひろ後援会連合会	埼玉県三郷市戸ヶ崎3-347	
寄附金	30,000	H27/4/2	さいたま基本問題研究会	埼玉県さいたま市西区平方領領家983	
寄附金	30,000	H27/4/3	佐久間実	埼玉県春日部市大畑261	
寄附金	30,000	H27/4/3	ふじさわ慎也事務所	埼玉県越谷市千間台西1-10-2-201	
寄附金	30,000	H27/4/3	尚の会	埼玉県熊谷市末広4-8-17	
寄附金	30,000	H27/4/3	古沢　道雄	埼玉県加須市外田ケ谷599	
寄附金	30,000	H27/4/3	石川　忠義	埼玉県久喜市久喜東1-8-33	
寄附金	30,000	H27/4/3	吉良　英敏	埼玉県幸手市惣新田1465	
寄附金	30,000	H27/4/3	岡しげお会	埼玉県白岡市小久喜675-1-706	
寄附金	30,000	H27/4/3	はたけやま稔後援会	埼玉県上尾市向山2-45-19	
寄附金	30,000	H27/4/3	すがかつみ事務所	埼玉県川口市仲町2-33	
寄附金	30,000	H27/4/3	山本まさのと歩む会	埼玉県越谷市千間台東4-40-17	
寄附金	30,000	H27/4/3	山川百合子	埼玉県草加市神明1-2-31	
寄附金	30,000	H27/4/4	松本　佳和	埼玉県川口市峯901	
この頁の小計	2,890,000				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		8．寄附・交付金	
				寄附金	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
寄附金	30,000	H27/4/4	石田政大事務所	埼玉県川口市辻1152	
寄附金	30,000	H27/4/4	吉田よしのりと歩む会	埼玉県新座市栗原4-98-12-506	
寄附金	30,000	H27/4/4	志政会	埼玉県志木市下宗岡2-9-28	
寄附金	30,000	H27/4/4	すがわら文仁サポーターズ	埼玉県戸田市本町1-21-8	
寄附金	30,000	H27/4/4	木村勇夫後援会	埼玉県さいたま市南区辻2-20-12	
寄附金	30,000	H27/4/4	浅野目　義英	埼玉県さいたま市浦和区大東1-11-1-501	
寄附金	30,000	H27/4/4	井上まさかつ事務所	埼玉県さいたま市見沼区堀崎町1661-107	
寄附金	30,000	H27/4/5	中川ひろし事務所	埼玉県狭山市中央4-25-4	
寄附金	30,000	H27/4/5	下田しゅんや	埼玉県入間郡毛呂山町小田谷256-2	
寄附金	30,000	H27/4/5	松坂　喜浩	埼玉県東松山市大字正代1179	
寄附金	30,000	H27/4/5	江野こういち政策フォーラム21	埼玉県東松山市本町1-7-10	
寄附金	30,000	H27/4/5	水村あつひろ後援会	埼玉県所沢市上安松864-4	
寄附金	30,000	H27/4/5	船橋かずひろ	埼玉県川越市菅原町2-8	
寄附金	30,000	H27/4/5	だいご清後援会	埼玉県朝霞市本町2-1-1	
寄附金	30,000	H27/4/5	井上わたる事務所	埼玉県和光市丸山台1-10-18-503	
この頁の小計	450,000				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		8．寄附・交付金	
				寄附金	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名(団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
寄附金	30,000	H27/4/5	藤和会	埼玉県さいたま市大宮区天沼町2-937-1-108	
寄附金	30,000	H27/4/5	神谷大輔後援会	埼玉県朝霞市東弁財3-4-6	
寄附金	30,000	H27/4/7	安岡一成後援会	埼玉県桶川市南1-8-11	
寄附金	30,000	H27/4/14	ヨッシークラブ	埼玉県三郷市戸ヶ崎3-347	
寄附金	20,000	H27/4/18	石津けんじ後援会	埼玉県北本市中丸3-96-10	
寄附金	20,000	H27/4/19	本田ようこ後援会	埼玉県幸手市香日向３－１０－１６	
寄附金	20,000	H27/4/20	手島こうせい	埼玉県幸手市上高野3037	
寄附金	30,000	H27/4/20	青木あきら	埼玉県幸手市中2-10-13	
寄附金	20,000	H27/4/20	おがわらひろき後援会	埼玉県幸手市上宇和田204	
寄附金	20,000	H27/4/20	巻島幸男	埼玉県幸手市東4-27-3	
寄附金	20,000	H27/4/20	岡村よしあき後援会	埼玉県幸手市中3-4-6	
寄付金	50,000	H27/4/22	木津まさあき後援会	埼玉県三郷市半田1216	
後援会へ	1,000,000	H27/6/22	鈴木よしひろ後援会連合会	埼玉県三郷市戸ヶ崎3-347	
寄附金	30,000	H27/7/18	清友会	埼玉県朝霞市三原1-6-1	
寄附金	30,000	H27/8/4	坂本まさひろ後援会	埼玉県北葛飾郡杉戸町並塚208	
この頁の小計	1,380,000				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		8．寄附・交付金	
				寄附金	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名(団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
寄附金	30,000	H27/8/13	仁部ぜんしゅう	埼玉県北葛飾郡杉戸町大字鷲巣427番地	
寄附金	20,000	H27/8/31	仁部ぜんしゅう	埼玉県北葛飾郡杉戸町大字鷲巣427番地	
寄附金	30,000	H27/9/28	藤本正人後援会	埼玉県所沢市青葉台1309-6	
寄附金	20,000	H27/10/18	渡辺くにお後援会	埼玉県幸手市内国府間645-1	
寄附金	760,000	H27/10/29	維新の党衆議院埼玉県第14選挙区支部	埼玉県三郷市戸ヶ崎3-347	
寄附金	200,000	H27/11/10	維新の党衆議院埼玉県第14選挙区支部	埼玉県三郷市戸ヶ崎3-347	
寄付金	1,000,000	H27/12/15	鈴木よしひろ後援会連合会	埼玉県三郷市戸ヶ崎3-347	
この頁の小計	2,060,000				
その他の支出	80,000				
合計	6,860,000				

(その17)

資産等の状況

1　資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア　土地	□	☑	
イ　建物	□	☑	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	□	☑	
エ　取得の価額が100万円を超える動産	□	☑	
オ　預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	□	☑	
カ　金銭信託	□	☑	
キ　有価証券	□	☑	
ク　出資による権利	□	☑	
ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	□	☑	
コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	□	☑	
サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	□	☑	
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	□	☑	

(その20)

宣　誓　書

添付書類（別添のとおり）

☑　1　領収書等の写し

☐　2　監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）

☑　3　政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

平成28年　5月　26日

政治団体の名称　彩ン２１

会計責任者の氏名　大久保　寛行　

代表者の氏名　（代表者については解散時のみ記入すること）

（印）

政治資金監査報告書

平成２８年５月２５日

彩ン２１
代表　鈴木　義弘　殿

登録政治資金監査人
廣川　一憲　㊞
登　録　番　号　第４８６５号
研修修了年月日　平成２７年５月７日

１　監査の概要

（１）私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第１９条の１３第１項の規定に基づき、彩ン２１の平成２７年に係る法第１２条第１項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

（２）この政治資金監査は、法第１９条の１３第２項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

（３）私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

（４）この政治資金監査は、彩ン２１の主たる事務所において行った。

２　監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

（１）法第１９条の１３第２項第１号に規定する事項について、会計帳簿、領収書等、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。

なお、明細書及び領収書等を徴し難かった支出の明細書を必要とする支出はなく、明細書及び領収書等を徴し難かった支出の明細書は存在しなかった。

（２）法第１９条の１３第２項第２号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

（３）法第１９条の１３第２項第３号に規定する事項について、法第１２条第１項に規定する収支報告書は、会計帳簿、領収書等、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。

（４）法第１９条の１３第２項第４号に規定する事項について、振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

なお、領収書等を徴し難かった支出の明細書は存在しなかった。

３　業務制限

彩ン２１と私との間には、法第１９条の１３第５項の規定に違反する事実はない。

また、彩ン２１と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以　上